

エストニア

特許法

2004年3月10日改正

2004年5月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法の目的

第 2 条 特許保護を規定する法令

第 3 条 エストニア共和国及び外国の自然人及び法人に係る権利及び義務の平等性

第 4 条 国際協定の適用

第 II 章 特許保護及び特許性

第 5 条 特許保護

第 6 条 発明の主題

第 7 条 特許を受けることができない発明

第 7-1 条 発明の分類

第 8 条 特許性の基準

第 9 条 発明の単一性

第 10 条 特許保護の範囲及び特許クレーム

第 11 条 優先権

第 III 章 特許を出願する権利

第 12 条 特許を受ける権利

第 13 条 発明の創作者

第 13-1 条 特許保護に関する手続行為の代理

第 IV 章 特許権

第 14 条 特許所有者

第 15 条 特許所有者の排他権

第 15-1 条 特許所有者の排他権の拡張

第 16 条 特許所有者の排他権に対する侵害を構成しない行為

第 17 条 先使用権

第 17-1 条 権利の消尽

第 18 条 仮保護

第 V 章 特許出願及びその処理

第 19 条 特許出願

第 20 条 特許出願書類の提出

第 20-1 条 優先権主張の提出, 訂正又は追加

第 21 条 特許出願日の確定及び変更

- 第 21-1 条 (廃止)
- 第 22 条 処理及び予備処理をするための特許出願の受理
- 第 23 条 特許出願の審査
- 第 24 条 特許出願の公開
- 第 25 条 特許出願の訂正及び補正
- 第 25-1 条 期限の設定及び延長
- 第 26 条 特許出願の取下
- 第 27 条 特許出願処理の停止及び再開
- 第 28 条 特許出願処理の終結
- 第 29 条 特許出願処理の再開
- 第 29-1 条 出願人の異論提出権
- 第 30 条 特許庁の決定に対する不服申立
- 第 31 条 特許出願処理の終了

第 VI 章 国際出願

- 第 32 条 国際出願の定義
- 第 33 条 国際出願の処理に関する規定
- 第 33-1 条 国際(特許)出願及び国際出願処理のファイル並びに当該ファイルに含まれる情報の閲覧及び提供

第 VII 章 特許登録簿

- 第 34 条 特許登録簿
- 第 35 条 発明の登録簿への登録
- 第 35-1 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供
- 第 35-2 条-第 35-3 条 (廃止)
- 第 35-4 条 特許明細書
- 第 36 条 特許証

第 VII-1 章 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿

- 第 36-1 条 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿
- 第 36-2 条 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿への欧州特許の記入
- 第 36-3 条 特許登録簿の維持を規制する規定のエストニアにおいて有効な欧州特許登録簿への適用

第 VIII 章 特許の効力

- 第 37 条 特許の有効期間
- 第 38 条 特許期間満了前の特許失効
- 第 39 条 特許の補正

第 VIII-1 章 医薬品及び植物保護製品の補充的保護

- 第 39-1 条 医薬品及び植物保護製品の補充的保護を提供する法的手続

- 第 39-2 条 補充的保護申請の提出
- 第 39-3 条 補充的保護申請の処理
- 第 39-4 条 補充的保護に関する通知の公告
- 第 39-5 条 補充的保護の登録簿への登録
- 第 39-6 条 補充的保護の効力発生及び期間延長
- 第 39-7 条 補充的保護証明書の発行
- 第 39-8 条 補充的保護の有効期間
- 第 39-9 条 補充的保護の取消並びに権利についての係争及び保護

第 IX 章 国の手数料

- 第 40 条 国の手数料
- 第 41 条 国の手数料の納付
- 第 42 条 有効年度に係る国の手数料の納付

第 X 章 特許の権利の移転

- 第 43 条 特許出願権の移転
- 第 44 条 特許出願の移転
- 第 45 条 特許の移転
- 第 46 条 ライセンス
- 第 47 条 強制ライセンス

第 XI 章 特許の権利に関する係争及び保護

- 第 48 条 発明者としての地位に関する係争
- 第 49 条 特許所有者及び特許に関する係争
- 第 50 条 審判委員会における特許に関する係争
- 第 51 条 発明者の権利の保護
- 第 52 条 出願人の権利の保護
- 第 53 条 特許により保護されている発明が不法に実施された場合の法律上の救済
- 第 54 条 前記以外の者の権利の保護
- 第 55 条 特許関連の紛争に関する審理の方式
- 第 55-1 条 立証責任
- 第 56 条 請求原因陳述書が提出された場合の裁判所の手続
- 第 57 条 特許庁の参加
- 第 58 条 裁判所において特許関連の紛争が解決される場合の代理人

第 XII 章 発明についての外国における特許取得

- 第 59 条 発明についての特許取得に係る手続
- 第 60 条 国際出願

第 XIII 章 本法の施行時期

- 第 61 条 本法の施行時期

第 62 条 法律の廃止

第 I 章 総則

第 1 条 本法の目的

本法は、特許性を有する発明の法的保護(以下「特許保護」という)に関してエストニア共和国において生じる諸関係を規制する。

第 2 条 特許保護を規定する法令

特許保護については、本法、他の法律、並びに、これらの法に基づいて及びこれらを施行するために共和国政府又は諸大臣が公布する諸規則をもって規定する。

(1996年6月26日。1996年7月26日施行—RT I 1996, 49, 953)

第 3 条 エストニア共和国及び外国の自然人及び法人に係る権利及び義務の平等性

本法に定める権利及び義務は、エストニア共和国及び外国の自然人及び法人(以下「人(者)」という)に平等に適用する。ただし、エストニア共和国の法令又はエストニア議会(Riigikogu)が批准した国際協定に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第 4 条 国際協定の適用

本法が国際協定と抵触する場合は、国際協定の規定を適用する。

第 II 章 特許保護及び特許性

第 5 条 特許保護

(1) 如何なる技術分野に属する発明も、発明が第 8 条に規定する特許性の基準を遵守し、かつ、第 7 条の規定により特許を受けることができないとみなされるものでない場合は、特許による保護を受けることができる。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(2) 発明は、特許登録簿に登録することにより特許保護を受ける。特許登録簿における発明の登録は、特許証の発行とみなされる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) 特許によって保護された活性物質を含む医薬品及び植物保護製品は、第 VIII-1 章に定める条件に基づき及び手続に従って補充的な法的保護(以下「補充的保護」という)を受けることができる。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 6 条 発明の主題

(1) 装置、方法、生物材料を含む材料又はこれらの組合せは、発明の主題とすることができる。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(2) 次に掲げるものは、特に、発明の主題とはみなさない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

1) 発見(人体の形成若しくは発育又は人の遺伝子の配列若しくは部分配列についての説明を含む)、科学的理論及び数学的方法

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

2) 精神的な行為の遂行又は事業活動に関する計画、法則又は方法

3) 構造物、建築物又は地域についての設計資料及び図面

4) 表象

5) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム

6) 意匠

7) 情報の提示

8) 植物及び動物の品種

9) 集積回路の配置設計

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 本法の適用上、「生物材料」とは、遺伝情報を含み、かつ、自己増殖又は生物学的システムでの増殖が可能な材料をいうものとし、微生物を含む。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 7 条 特許を受けることができない発明

(1) 次に掲げるものは、特許による保護を受けることができない。

1) 公序良俗に反する発明

2) 人体又は動物の体についての治療方法及び診断方法

3) (廃止—2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

4) (廃止—1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(2) 次に掲げる生物学上の発明は、特許による保護を受けることができない。

1) 人をクローン増殖するための方法

2) 人の生殖細胞系遺伝子の同一性を改変する方法

3) 人工授精及び胚の保護に関する法律(RT I 1997, 51, 824; 2003, 18, 102)によって禁止されている方法を含め、人の胚を商業的な目的で利用する方法

4) 動物の遺伝子の同一性を改変する方法であって、人又は動物に実質的利益をもたらすことなく、動物に害をもたらす虞のあるもの及びそのような方法から生じる動物

5) 生物材料を誘導する又は植物若しくは動物の品種を生産するための本質的に生物学的方法。ただし、微生物を誘導するための微生物学的方法を除く。

6) 利用が単一の植物又は動物の品種に限定されている発明

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

(3) 本法の適用上、「生物材料を誘導する又は植物若しくは動物の品種を生産するための本質的に生物学的方法」とは、交雑及び淘汰を含む自然現象のみをもって構成されている方法をいう。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

(4) 本法の適用上、「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を使用する又はそれを基にして行う又はそれを生じさせる方法のすべてをいう。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第7-1条 発明の分類

発明は、国際特許分類に関するストラスブール協定(RT II 1996, 4, 15)に基づく国際特許分類に従って分類される。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

第8条 特許性の基準

(1) 発明は、新規性を有し、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有しているときは、特許を受けることができる。

(2) 発明は、技術水準の一部でないときは、新規性を有するとみなす。技術水準は、特許出願の出願日前又は優先権が主張されているときは優先日前に、何れかの場所で、書面若しくは口頭の説明により、実施により、又はそれ以外の方法により、公衆が利用することができるようになったすべてのものを含む。新規性の決定をするときは、出願日又は優先権が主張されているときは優先日に則して、先に特許庁に対して行われた特許出願の内容及び実用新案法(RT I 1994, 25, 407; 2000, 60, 388; 2001, 27, 151; 2002, 53, 336; 63, 387; 2003, 18, 106; 88, 594; 2004, 20, 141)の規定により先に特許庁に対して行われた実用新案登録出願の内容も考慮するものとする。ただし、これらの特許出願が本法第24条に従って公開され、また、これらの実用新案登録出願が実用新案法第33条に従って公開されることを条件とする。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 技術水準を決定する場合に、その旨の請求が提出されたときは、ある発明に関する情報

を考慮に入れないものとする。ただし、前記の発明を含む最初の特許出願又は実用新案登録出願のエストニア共和国又は外国における出願日前 12 月以内に、第 12 条により特許についての権利を有する者によって、又は当該人が認識していることを前提として他人によって、当該情報が開示されていることを条件とする。前記の請求は、特許出願と同時に又は第 24 条による特許出願公開の少なくとも 2 月前に行わなければならない。他人が当該情報を不法に取得したか又は当該情報が不法に公表されたか若しくは特許出願権を有する者が公表を認識していなかったときは、請求は、特許出願の審査の過程で又は特許について係争が生じたときに行うことができる。請求書には、それを裏付ける証拠を添付しなければならない。(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(4) 発明は、当該技術の熟練者が、技術水準を考慮したときに自明でないときは、進歩性を有するとみなすものとする。

(5) 発明は、業として製造すること又は利用することができるときは、産業上の利用可能性を有するとみなすものとする。

第 9 条 発明の単一性

(1) 1 の出願においては、1 の発明又は単一の包括的な発明概念を形成するように関連している 1 群の発明のみを保護の対象にして出願することができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 1 の特許出願が複数の発明を含んでいる場合は、出願人は特許出願が処理されている間に、その特許出願から発明を分離し、第 19 条及び第 20 条に従い、別途に特許を出願することができる。分離された発明が元の出願に開示されている発明の内容と一致している場合は、元の出願の出願日を、分離された発明について行う別途の特許出願(以下「特許分離出願」という)の出願日とみなす。特許分離出願は、第 28 条による特許出願処理の終結又は第 31 条による特許出願処理の終了から 6 月が経過するときまで行うことができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 特許クレームが単一の包括的な発明概念を形成しない複数の発明を含んでいる場合において、特許庁から請求を受けたときは、出願人は、特許庁が指定した期間内に、単一性の要件に違反している発明を特許出願から分離しなければならない。(2)は、分離された発明に適用する。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 10 条 特許保護の範囲及び特許クレーム

(1) 特許保護の範囲及び内容は、特許クレームの文言によって決定するものとする。特許クレームの文言は、特許出願時点で、当該技術の熟練者が有する知識の程度を基にして解釈するものとする。発明の説明、図面その他図示的資料は、特許クレームの文言を解釈するために使用するものとする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 特許クレームは、特許保護を求める発明の内容を文言により明確かつ簡潔に定義しなければならない。特許クレームにおいては、発明の内容を当該発明についての一まとめの本質的特徴として提示しなければならない。特許クレームは、1 又は 2 以上のクレームで構成する。

(3) 特許クレームは、独立クレーム及び従属クレームをもって構成する。特許クレームは、1 の発明に関し 2 以上の独立クレームを含んでいてはならない。ただし、次に掲げる条件の 1 に該当しているときは、この限りでない。

1) 発明が、1 群の複数の製品によって構成されていること、又は

2) 装置又は製品が種々の目的で使用されること、又は

3) 技術的課題について解決方法がいくつか存在しており、それを単一のクレームで包含することができないこと

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(4) (3)にいうただし書きの規定を適用する場合は、発明の単一性の要件が遵守されていなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(5) 発明の内容の要約は、発明の内容の開示又は特許保護の範囲の決定に関しては、法的効力を有さない。要約は、単に発明に関する技術的情報の開示に関して使用されるものとする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 11 条 優先権

(1) 優先権は、最先の特許出願若しくは実用新案登録出願をした者又はその法律上の承継人が、発明の特許保護を優先的に出願する権利である。最先の特許出願の出願日又は実用新案登録出願の出願日を優先日とする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 最先の特許出願の出願日又は実用新案登録出願の出願日から 12 月以内に、特許庁に特許が出願され、優先権が主張されたときは、次に掲げる日を基にして、優先権を確立することができる。

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の特許出願の出願日又は実用新案登録出願の出願日

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国に該当しない国又は世界貿易機関の加盟国に該当しない国における最先の特許出願の出願日又は実用新案登録出願の出願日。ただし、その国がエストニア共和国においてされた最先の特許出願又は実用新案登録出願に同等の条件を保証していることを条件とする。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(3) 先の特許出願に対する訂正及び補正を基礎として特許出願に係る優先権が主張され、その訂正及び補正が発明の内容を変更しているときは、その優先権は、訂正及び補正を特許庁へ提出した日を基に確立することができる。

(4) 第 9 条(2)又は(3)に従って先の出願から分離された特許出願を対象にして優先権が主張された場合、その優先権は先の特許出願の優先日を基にして確立することができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(5) 優先権が主張される場合は、先の特許出願又は実用新案登録出願の出願日から 12 月以内に、同一の出願人が同一の発明に関し特許庁に対して行った特許出願について優先権を確立することができる。ただし、先の特許出願又は実用新案登録出願が公開されておらず、かつ、それを基にして他の特許出願又は実用新案登録出願を対象に優先権が主張されていない

ことを条件とする。先の特許出願の処理が進められているときは、当該先の出願は取り下げられたとみなす。

(6) 優先権が主張される場合は、先に行われた特許出願又は実用新案登録出願の出願日を基にして、優先権を確立することができる。先の特許出願又は実用新案登録出願が複数存在する場合は、(2)又は(5)に規定した12月の期間は、最先の優先日から起算するものとする。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行－RT I 2003, 18, 106)

(6-1) 優先権が主張される場合は、(2)又は(5)に規定した12月の期間が満了した後に特許庁に対して行われた出願に関する優先権は、次に掲げる条件が遵守されることを条件として、(2)及び(5)に従い、最先の特許出願又は実用新案登録出願の出願日を基にして確立することができる。

1) 優先権の主張に、前記の期限を遵守しなかったことについての理由書が添付されていること

2) 1)に従って記載する理由が、期限内に出願をしなかったことは故意によるものではないことを証明していること

3) 特許出願が、前記期限の満了日から2月以内に行われたこと

(2003年1月29日。2003年4月1日施行－RT I 2003, 18, 106)

(7) (廃止－2003年1月29日。2003年4月1日施行－RT I 2003, 18, 106)

第 III 章 特許を出願する権利

第 12 条 特許を受ける権利

(1) 特許を出願して特許所有者になる権利は、発明の創作者及びその法律上の承継人に属する。

(2) 発明が、契約による義務又は雇用による職務の履行中に創作された場合は、特許を出願して特許所有者になる権利は、創作者又は前記の契約又は雇用契約に基づく他人に属する。ただし、出願人の居住国又は所在国の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) (1)及び(2)に基づいて特許を出願する権利を有する者は、この権利を他人に移転することができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 特許を出願する権利は、法律上の承継人に移転する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 2以上の者が互いに無関係に同一の発明に関する特許を出願した場合は、特許を出願する権利は先に提出された又は先の優先日を有する特許出願において出願人とされている者に属する。ただし、この特許出願が本法に基づく公開前に取り下げられなかったこと又は特許庁がこの特許出願を拒絶し若しくはこの特許出願を取り下げられたとみなさなかったことを条件とする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 13 条 発明の創作者

(1) 発明の創作者(以下「発明者」という)は、自己の発明活動の結果として発明を創作した自然人である。

(2) 発明が、複数の自然人による共同の創作活動の結果として創作された場合は、これらの者は共同発明者である。

(3) 共同発明の場合は、共同発明から生じるすべての権利(特許を出願して特許所有者になる権利を含む)は、その発明者が別段の規定を有する書面による契約を締結した場合を除き、発明者が共同して行使する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4)-(5) (廃止—2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 発明者としての地位は、譲渡することができず、また、期限の制限を受けない。

(7) 発明者は、匿名とする権利を有し、また、次に掲げる行為をすることができる。

- 1) 自己の名称を発明者として開示するよう請求すること
- 2) 自己の名称を発明者として開示することを禁止すること
- 3) 自己の名称の開示禁止をいつでも取り消すこと

(8) 発明者は、その発明から得られる利益から公正な収入を受領する権利を有する。

(9) 発明者の財産的権利は、移転すること及び相続することができる。

第 13-1 条 特許保護に関する手続行為の代理

(1) 特許保護に関する手続は、特許庁及び工業所有権審判委員会(以下「審判委員会」とい

う)において、利害関係人、又は特許代理人であって、利害関係人から明示して委任されており、かつ、特許代理人法(RT I 2001, 27, 151; 93, 565; 2002, 53, 336; 2003, 88, 594)により発明の分野における業務についての特許代理人資格を付与されている者が行わなければならない。利害関係人又は特許代理人は、自己の費用負担で、特許庁又は審判委員会における口頭の手続に代理権を有していない通訳又は顧問を参加させることができる。

(2) 居所又は所在地をエストニア共和国に有していない者は、特許庁及び審判委員会における特許保護に関する手続行為についての当該人の代理人として、特許代理人を選任しなければならない。ただし、特許出願の提出、第33条(1)に定める国内処理をするために国際出願の受理することを求める請求の提出及び本法に定める国の手数料の納付についてはこの限りでない。

(3) 複数の者が特許庁又は審判委員会において特許保護に関する手続を共同して行うときは、これらの者は、その代表として特許代理人を選任するか又はこれらの者の中から居所又は所在地をエストニア共和国に有している代表者(以下「共通の代表者」という)を選出することができる。共通の代表者は、特許出願の移転を除き、特許出願の処理に関するすべての手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 IV 章 特許権

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 14 条 特許所有者

(1) 特許所有者とは、特許登録簿に特許所有者として最後に登録されている者のことである。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 特許所有者は、特許によって保護されている発明についての排他権を有する。特許所有者のみが、特許から生じる権利を行使し、かつ、他人がその権利を行使するのを禁止する権利を有する。

(2-1) 特許所有者は、本法に定める手続に従って、特許所有者の権利を他人に全面的若しくは部分的に移転し若しくは引き渡すこと又は特許を担保とすることができる。特許権は、特許登録簿における登録が有効であることを条件として、特許所有者の法律上の承継人に移転することができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) 特許所有者の排他権は、本法又は他人の権利によってのみ制限を受ける。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 15 条 特許所有者の排他権

(1) 特許所有者の排他権とは、その特許の有効期間中に当該特許所有者の許可を得ないでは、何人も次に掲げる行為をすることができないことをいう。

1) (廃止—1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

2) 特許によって保護されている製品を製造し、使用し、頒布し、販売し、若しくは販売を申し出ること、又は前記の目的で当該製品を(輸入による場合を含めて)取得すること

3) 特許によって保護されている製品の重要な一部である構成部品を製造し、販売し、若しくは販売を申し出ること、又は当該製品を製造又は準備するために当該構成部品を取得し及び輸出すること。ただし、当該構成部品が他の独立した製品である場合はこの限りでない。

4) 特許を受けている方法を使用すること又は使用させる旨を第三者に申し出ること

5) 特許方法によって製造された製品を使用し、頒布し、若しくは販売を申し出ること、又は前記の目的で当該製品を(輸入による場合を含めて)取得すること

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(2) 特許方法によって製造される製品の場合は、特許所有者の許可を得ずに類似製品を製造し、使用し、頒布し、販売し、販売を申し出ること又は前記目的で(輸入による場合を含めて)取得することは、特許所有者の排他権の侵害とみなす。ただし、類似製品が異なる方法で製造されたことが証明されたときは、この限りでない。

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

第 15-1 条 特許所有者の排他権の拡張

(1) 生物材料が特許を受けている場合は、特許所有者の排他権は、当該生物材料から繁殖又は増殖によって同一又は異なる形態で派生して同一特性を有するすべての生物材料に及ぶものとする。

(2) 生物材料を取得する方法が特許を受けている場合は、特許所有者の排他権は、当該特許

方法によって取得された生物材料から繁殖又は増殖によって同一又は異なる形態で派生して同一特性を有するすべての生物材料に及ぶものとする。

(3) 発明が遺伝子情報を含んでいる場合は、特許所有者の排他権は、当該発明が組み込まれており、かつ、当該遺伝子情報に従って機能する生物材料全体に及ぶものとする。ただし、人体及びその一部は対象外とする。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第16条 特許所有者の排他権に対する侵害を構成しない行為

次に掲げる行為は、特許所有者の排他権に対する侵害を構成しない。

1) エストニア共和国の領水に他国の船舶が一時的又は偶発的に入った場合で、かつ、発明の実施が専らその船舶の必要のためである場合に、その船舶内で(船体、機械、装具、無線航海装置その他の装置において)その特許発明を実施すること

2) エストニア共和国に他国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機又は車両の構造若しくは付属装置又は当該の輸送手段若しくはその装置の操作に関して特許発明を実施すること

3) 発明特許をその発明自体に関する試験のために実施すること

4) 特許発明を含む医薬品を処方箋に従って薬局で個別に調合すること及び当該医薬品を使用すること

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

5) 特許発明を私的に非営業的に実施すること。ただし、当該実施が特許所有者の利益を害さないことを条件とする。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

6) エストニア共和国における発明特許の使用、頒布、販売又は販売の申出であって、特許所有者により又は特許所有者の承諾を得て行われるもの

7) 特許所有者により又は特許所有者の承諾を得て市場に出された生物材料に係る繁殖又は増殖であって、当該繁殖又は増殖が、当該生物材料をその販売目的とされた用途で利用した結果必然的に生じるものである場合。ただし、取得された生物材料がその後、他の繁殖又は増殖のために使用されないことを条件とする。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第17条 先使用权

(1) 他人が発明について特許出願をする前に、エストニア共和国において善意で、かつ、その出願人とは無関係に、同一発明を産業上利用していた者は、総体的に同一の実施内容を維持しつつ、その発明を継続して実施することができる。その実施者が当該発明について特許出願が予定されていたことを知らなかった又は当然には知り得なかった場合は、その実施は善意の実施とする。

(2) 先使用权は、エストニア共和国において、発明を産業上利用するために善意で真摯な準備を行っていた者にも帰属する。

(3) 先使用权は、当該先使用权が確立している事業又は当該権利の行使が予定されていた事業と共にする場合に限り他人に移転することができる。

第 17-1 条 権利の消尽

特許発明を含む製品が、特許所有者により又は特許所有者の承諾を得てエストニア共和国又は欧州経済地域に関する協定の加盟国の領域において市場に出されている場合は、特許所有者は、その製品の取得(輸入を含む)、使用、頒布、販売又は販売の申出を禁止する権利を有さない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 18 条 仮保護

(1) 発明には、特許出願日から特許証発行の通知が公告されるまで、仮保護を与えるものとする。

(2) 第 24 条に規定されている特許出願公開の後に、その発明の実施を開始し又は継続した他人は、特許証発行の通知の公告日後は、特許所有者の排他権を侵害したとみなされる。ただし、当該他人が第 17 条による先使用权を有しているときは、この限りでない。

(3) 特許出願の出願日から特許出願の公開日までの期間に発明の実施を開始した他人は、その発明に関して特許が出願されていたことを知っていたか若しくは当然知っているべきであったか、又は、特許庁により特許出願が公開される前に、出願人から特許出願について書面で通知されていた場合を除き、その特許所有者の排他権を侵害したとはみなされない。特許出願の通知を出願人が宛てた相手である他人は、特許証発行の通知の公告日の後は、特許出願の前記の通知を受領した日から特許所有者の排他権を侵害したとみなされる。ただし、当該他人が第 17 条による先使用权を有するときは、この限りでない。

(4) 仮保護の範囲は、公開された特許出願に記載されている特許クレームの内容によって決定するものとする。特許証発行の後は、仮保護の範囲は、発行された特許証の特許クレームに則して特定するものとする。

第 V 章 特許出願及びその処理

第 19 条 特許出願

(1) 特許出願には、次に掲げる書類を含めなければならない。

- 1) 特許付与を求める願書。これには、特許付与の請求、出願人及び発明者に関する情報並びに発明の名称を記載する。
- 2) 発明の説明。これには、当該技術の熟練者が発明を実施することができる程度に明瞭かつ簡潔に発明を開示していなければならない。
- 3) 1 又は 2 以上のクレームから構成される特許クレーム
- 4) 発明の説明又は特許クレームにおいて引用された図面その他の図示的資料(以下「図面」という)
- 5) 発明の内容の要約

(2) 特許出願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1) 特許代理人を介して特許を出願する場合は、委任状
- 2) 優先権主張を証明する書類。ただし、第 20-1 条に記載した規定が適用される場合は、この限りでない。
- 3) 微生物菌株を含む生物材料の寄託を証明する書類。ただし、この書類は、発明の主題が生物材料であるか又は発明が生物材料の使用を要件としており、かつ、当該生物材料が公衆の入手できないものであり、また、それが発明の説明において、当該技術の熟練者がその発明を実施することができる程度に説明することができない場合に、要件とする。

(3) 出願人が発明者でない場合は、出願人は、特許付与を求める願書又は特許出願に添付した他の書類において、第 12 条に規定した特許出願権の法的基礎に関する宣言をしなければならない。

(4) 特許出願書類の様式及び内容(以下「様式及び内容」という)に関する要件の詳細は、経済通信大臣が定めるものとする。経済通信大臣は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1) 書類の構成及び個々の構成部分に記載すべき情報
- 2) 書類の提出に使用するべき記録媒体
- 3) 書類及びそれに記載する情報の様式に適用する国内及び国際基準

(5) 特許出願書類は、エストニア語により提出しなければならない。特許付与を求める願書及び発明の内容の要約における発明の名称は、エストニア語及び英語で提出しなければならない。

(6) 特許庁は、特許出願、特許出願で添付される書類又は処理の過程で提出される書類に含まれている外国語書類のエストニア語翻訳文を 2 月の期間内に提出するよう請求することができる。ただし、本法にこれと異なる期間が規定されているときは、この限りでない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 20 条 特許出願書類の提出

(1) 特許出願書類は、特許庁に提出しなければならない。

(2) 特許出願に係る国の手数料は、特許出願の出願日から 2 月以内に納付しなければならない。国の手数料の納付に係る指定期間は、延長することも回復することもできない。

(3) 特許クレームの数が 10 を超える場合は、第 11 番目以降の特許クレームの各々について、

国の追加手数料を納付しなければならない。

(4) 特許出願の手続は、経済通信大臣が定めるものとする。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第20-1条 優先権主張の提出、訂正又は追加

(1) 優先権主張は、特許出願時か又は優先日から16月以内に行わなければならない。

(2) 優先権主張を証明する書類は、特許出願と共に提出するか又は優先日から16月以内に特許庁に提出しなければならない。

(3) 優先権主張が、エストニア共和国における最先の特許出願又は実用新案登録出願を基礎とするものである場合は、優先権を証明する書類を提出する必要はない。

(4) 優先権主張が、外国で行われた最先の特許出願又は実用新案登録出願を基礎とするものであり、当該出願が、特許庁が無料で制限なく利用することができる電子データベースに載っている場合は、優先権主張を証明する書類を提出する必要はない。

(5) (4)を適用する国の一覧は、特許庁の公報に公告するものとする。

(6) 優先権主張を証明する外国語書類の翻訳文は、特許庁が第23条(2)の規定により請求した場合に提出しなければならない。

(7) 優先権主張は、優先日から16月以内においては、訂正又は追加することができる。訂正又は追加の結果、優先日に変更が生じるときは、16月の期間は、変更後の優先日から起算する。

(8) 優先権主張については、その特許出願が第24条(2)により公開されているか又はその特許出願の公開に係る技術的準備が完了している場合は、追加又は訂正することができない。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第21条 特許出願日の確定及び変更

(1) 特許庁は、特許庁が書類一式として、次に掲げる要素のすべてを受領した日を特許出願日としなければならない。

1) エストニア語による特許付与を求める願書、又は、特許出願書類として意図された書類である旨の明確な表示

2) 出願人の身元の確認又は特許庁からの出願人への連絡を可能にする表示

3) 発明の説明であると外見上認められる書類

(2) (1)3)に記載した書類の代わりに、同一発明についての最先の特許出願又は実用新案登録出願に関する次に掲げる情報を提出することができる。

1) 番号

2) 出願日

3) 最先の特許出願又は実用新案登録出願を提出した国又は国際機関。最先の特許出願又は実用新案登録出願が外国語によるものであるときは、出願人は、特許庁が指定した期間であって最先の特許出願の出願日又は実用新案登録出願の出願日から16月を超えない期間内に、発明の説明及び特許クレームに係るエストニア語翻訳文を提出しなければならない。

(3) 特許庁は、第9条(2)又は(3)により分離された特許出願の出願日を、先の特許出願日と同じ日としなければならない。ただし、特許分離出願が第9条(2)に定めた期間内に行われ、かつ、受領した書類一式が少なくとも(1)に列記した特許出願の要素を含んでいることを条

件とする。

(4) 特許庁は、受領した書類を点検して(1)に列記した特許出願の要素が書類一式から欠落していることが判明したときは、特許を出願した者にその旨を通知し、不備を除くための期間を定めなければならない。

(5) 特許出願に係る欠落要素が(1)(2)に規定した情報であるときは、特許庁は、(4)に定めた不備についての通知を行う義務を負わない。この場合は、出願人は、最初に提出した書類を特許庁が受領した日から2月以内に、(1)に定めた特許出願書類の欠落要素のすべてを自発的に提出しなければならない。

(6) (4)に規定した場合においては、特許庁は、出願人が最初に提出した特許庁の列挙した書類に存在するすべての不備を除去した日を特許出願日とし、また、(5)に規定した場合においては、特許庁は、(1)に列挙した特許出願書類に存在する欠落要素のすべてを出願人が自発的に提出した日を特許出願日としなければならない。

(7) 特許庁は、発明の説明の一部が出願に欠落していると思われる又は発明の説明若しくは特許クレームが出願に欠落していると思われる図面(以下「欠落部分」という)を参照していると判断したときは、直ちにその旨を出願人に通知しなければならない。出願人は、特許出願の欠落部分を追加しようとするときは、特許庁からの通知の有無に拘らず、特許出願の出願日から2月以内に欠落部分を提出しなければならない。特許庁は、特許庁が欠落部分を受領した日を特許出願の新たな出願日としなければならない。

(8) 出願人が(7)に定められた期間内に、欠落部分の提出を取り止める旨を特許庁に通知した場合又は欠落部分を提出しなかった場合は、特許庁は、(1)の規定に従って特許出願日を確定しなければならない。

(9) (7)に定めた2月の期間内に、出願人は、欠落部分を、同一発明に関する最先の特許出願若しくは実用新案登録出願に係る発明の説明の全文へ差し替えること、又は、図面を、前記の最先の出願に係る図面に差し替えることを請求することができる。請求書には、最先の特許出願又は実用新案登録出願に関し、(2)に定めた情報を記載しなければならない。最先の特許出願又は実用新案登録出願が外国語によるものであるときは、出願人は、優先日から16月以内に、発明の説明全文の又は図面のエストニア語翻訳文を特許庁に提出しなければならない。当該請求が行われた場合は、特許庁は、最初に提出された書類が特許庁において受領された日を特許出願日として確定しなければならない。

(10) 特許出願日の確定について、(6)及び(7)の規定の双方又は(9)を適用するときは、特許出願日は、前記規定によって確定される日で遅い方の日とする。

(11) 出願人が次に掲げる行為を履行しなかったときは、特許庁は、特許出願日を確定しない。

1) (4)に定めた場合においては、所定の期間内に、特許庁からの通知に列挙された不備を除去すること

2) (5)に定めた場合においては、(1)に規定した特許出願書類に欠落していた要素のすべてを、最初に提出された書類が特許庁において受領された日から2月以内に自発的に提出すること

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 21-1 条 (廃止)

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 22 条 処理及び予備処理をするための特許出願の受理

(1) 特許出願の出願日を第 21 条の規定に従って確定した場合は、特許庁は、その特許出願を処理するために受理しなければならない。

(2) 特許庁は、処理するために受理した特許出願に係る番号及び出願日を出願人に通知しなければならない。

(3) 特許庁は、特許出願日を第 21 条(11)に規定した事由により確定していない場合は、その特許出願を処理するための受理を拒絶しなければならない。

(4) 特許出願を処理するための受理を拒絶したときは、出願人に書面で通知する。出願人は、納付した国の手数料の返還を受けることができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 予備処理の過程では、特許庁は、次に掲げる事項を検証しなければならない。

1) 第 20 条(2)及び(3)に定めた国の手数料の納付

2) 第 19 条(1)及び(2)に定めた書類の有無

3) 第 21 条(2)又は(9)が適用される場合は、当該規定に定めた翻訳文の有無

4) 優先権が主張されている場合は、優先権主張における第 11 条及び第 20-1 条の規定の遵守

5) 出願人が発明者でない場合は、発明者に関する情報及び第 19 条(3)にいう特許出願権の法的基礎の宣言に関する要件の遵守

6) 特許代理人を介して特許を出願しているときは、発明の分野における特許代理人の営業権

7) 特許出願書類が、第 19 条(4)に規定した様式及び内容に関する要件を遵守していること

(6) 第 20 条(2)に規定した国の手数料が、特許出願日から 2 月以内に所定の金額で納付されなかったときは、特許庁は、その特許出願を拒絶しなければならない。特許クレームが欠落しているか若しくは様式及び内容の要件を遵守していないか又は第 20 条(3)に定めた国の追加手数料の納付額が所定の金額に満たない場合は、特許庁は、国の手数料の未納額に対する納付期限を定めなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(7) (5)に記載した検証によって、特許出願に書類が欠落していること又は書類の様式若しくは内容に関して不備が存在しており、それが審査の開始を妨げるものであること、又は審査を妨げる他の事由が存在していることを確認したときは、特許庁は、出願人にその旨を書面で通知し、不備を除去する又は説明を提出するための期限を定めなければならない。

(8) (5)に規定した検証の結果、特許出願の公開又は審査の開始を妨げる事由がないことを確認した場合、又は、(7)に規定した場合においては、そのような事由が所定の期日までに除去されたときは、特許庁は、特許出願の審査を開始しなければならない。

(9) (7)に規定した場合において、特許出願の公開又はその審査を妨げる事由が所定の期日までに除去されなかったときは、特許庁は、当該特許出願の審査を拒絶する決定をしなければならない。特許庁は、特許出願を拒絶する決定を出願人に書面で通知しなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 23 条 特許出願の審査

(1) 特許庁は、審査において、発明が第 8 条に規定した特許性の基準を遵守しているか否かを検証しなければならない。

(2) 特許庁は、特許クレーム、発明の説明、図面、発明の内容の要約について、口頭若しくは書面で説明すること及び訂正若しくは補正すること又は出願人が提出した外国語書類の翻訳文を提出することを出願人に請求することができる。特許庁は、説明を提示し又は訂正、補正及び翻訳文を提出するための期限を指定しなければならない。

(3) 特許庁は、出願人の類似の特許出願に関して他国の特許庁が発行した決定書の謄本を出願人に請求する権利及び他国の特許庁とその特許出願に関し情報を交換することができる。

(4) 特許庁は、発明の内容が第 6 条及び第 7 条の規定により特許による保護を受けることができ、また、特許クレームに表示されている発明の内容が、技術水準と比較したときに、第 8 条に定めた特許性の基準を遵守しており、また、特許出願書類の様式及び内容が、第 19 条(4)に基づいて定めた様式及び内容に関する要件を遵守していると認定したときは、特許出願の審査を終結させ、特許証発行の決定をし、出願人にその旨を書面で通知しなければならない。

(5) 特許庁は、発明の主題が第 6 条及び第 7 条の規定により特許による保護を受けることができず若しくは特許クレームに表示されている発明の内容が技術水準と比較したときに第 8 条に定めた特許性の基準を遵守しておらず若しくは出願人が第 9 条(3)により定めた日までに単一性の要件に違反する発明を特許出願から分離せず若しくは特許出願書類の様式及び内容が第 19 条(4)に基づいて定めた様式及び内容に関する要件を遵守していないと認定した場合又は出願人が訂正若しくは補正をせず若しくは説明を提示せず若しくは(2)により請求された翻訳文を提出せず若しくは(3)により請求された決定書謄本を提出しなかった場合は、特許出願の審査を終結させ、特許出願を拒絶する決定をし、出願人にその旨を書面で通知しなければならない。

(6) 審査中に、特許出願に関して第三者が提出した所見及び意見は出願人に伝えられるものとし、出願人はそれについて論評することができる。第三者は、出願の処理に関与することができない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 24 条 特許出願の公開

(1) 本法の適用上、「特許出願の公開」とは、第 19 条(1)2)から 5)までに定めた特許出願書類の公開をいう。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 特許庁は、特許出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 18 月が経過したときは、特許出願を公開しなければならない。

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(3) 出願人が請求した場合は、特許出願を(2)に定めた期間が満了する前に公開しなければならない。

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(4) 次に掲げる条件に該当するときは、特許出願は公開しないものとする。

1) 特許出願が取り下げられているか又は取り下げられたとみなされていること

2) 特許出願が拒絶されたこと

3) 特許出願書類の方式及び実体に係る不備のために特許出願を公開することができないこと

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764; 1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(5) 出願人には、その特許出願の公開について書面で通知する。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(6) 特許出願の公開に関する通知は、特許庁の公報に公告する。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(7) (6)に定めた通知の公告日を特許出願の公開日とみなす。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(8) 特許出願の公開についての手続は、経済通信大臣が定めるものとする。特許出願の公開に関しては、技術的準備の期間として最長1月の期間を設けることができ、当該期間においては、その特許出願に訂正又は追加をすることができず、その特許出願を取り下げることができず、また、権利の移転に関する手続は停止しなければならない。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第25条 特許出願の訂正及び補正

(1) 出願人は、特許出願の処理中の間は、特許出願を訂正及び補正することができる。ただし、その特許出願日に特許出願に開示されている発明の内容が変更されないことを条件とする。

(2) 訂正又は補正が、発明の本質的特徴であって、その特許出願日に発明の説明、図面その他の図示的資料に記載されていなかったものを含んでいるときは、当該の訂正又は補正は発明の内容を変更するとみなす。

(3) 訂正及び補正が発明の内容を変更するものであるときは、特許庁は、当該の訂正及び補正を拒絶する旨を決定し、それについて出願人に書面で通知しなければならない。

(4) 第24条により特許出願が公開された後では、出願人は、特許保護の範囲を拡大することになる訂正又は補正をすることができない。

(5) 特許庁が第23条(4)又は(5)により決定を行った後、出願人は、当該決定の日から2月以内に1回に限り、その特許出願の訂正及び補正をすることができ、その場合は、国の手数料を納付しなければならない。明白な誤記及び計算の誤りを訂正するときは、国の手数料の納付を必要としない。特許庁は、提出された訂正及び補正を基にして、新たな決定を行うことができる。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764; 2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 出願を処理するときに、特許庁は、特許出願書類の編集に限り、出願人の承認を得ないで行うことができる。発明の内容の要約は、出願人の承認を得ないで補正することができる。

第25-1条 期限の設定及び延長

(1) 本法に定めた事件については、特許庁は2月又は4月の期限を定めることができる。一定の特別な事情においては、特許庁は6月の期限を定めることができる。

(2) 事件に関して正当な事由があるときは、出願人は、(1)によって定められた期限内に、特許庁が定めた期間の延長を請求する権利を有する。期間延長の請求は、期限前に特許庁にしなければならない。期間延長に関する特許庁の決定は、最終的なものである。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106; 2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第26条 特許出願の取下

(1) 出願人は、特許出願の取下を請求することができ、また、処理中の特許出願を取り下げることができる。特許出願書類は返還しない。

(2) 複数の者が1特許を出願している場合、その特許出願取下の請求は、それらの者全員の同意を得て行わなければならない。

(3) 次に掲げる事由に該当するときは、特許庁は、特許出願が取り下げられたとみなす。

1) 出願人が第22条(7)による予備処理の過程で不備の除去又は説明の提示を求める旨の請求を特許庁から受け、指定された日までにこれを遵守しなかったこと、又は、第27条(3)による特許出願処理の再開請求をしなかったこと

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

2) 出願人が第23条(2)による審査の過程で説明の提示若しくは訂正、追加若しくは翻訳文の提出を求める旨の請求を特許庁から受け、指定された日までにこれを遵守しなかったこと、又は、第27条(3)による特許出願処理の再開請求をしなかったこと

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

3) 出願人が国の手数料を適時に納付しなかったこと

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

4) 第11条(5)に定めた場合

第27条 特許出願処理の停止及び再開

(1) 本法に従って特許庁が定めた手続履行のための期限を出願人が遵守しなかった場合は、特許庁は、特許出願の処理を停止しなければならない。また、その旨を出願人に書面で通知しなければならない。

(2) 第48条(1)又は第49条(1)に基づいて訴訟が提起された場合は、特許出願の処理は、判決が効力を生じるまで停止しなければならない。

(3) (1)により停止された特許出願処理は、出願人が、特許出願処理を停止する旨の通知を受けてから2月以内又は、停止通知を受領しなかったときは履行しなかった手続の履行期日から6月以内に、特許出願処理の再開を請求し、期限を遵守しなかったのは故意によるものでないことを証明し、所定の手続を履行し、国の手数料を納付した場合に再開されるものとする。

(4) 特許出願処理の停止は、有効年度に対する国の手数料が納付期限までに納付されていなかった場合に、出願人に対し、その納付期限を延期する又は回復する権利を与えるものではない。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 28 条 特許出願処理の終結

(1) 特許庁は、取り下げられた又は取り下げられたとみなされる特許出願の処理を終結させなければならない。

(2) 出願人には、特許出願処理の終結について書面で通知するものとする。

第 29 条 特許出願処理の再開

(1) 特許庁が、第 26 条(3)1), 2)又は3)により、特許出願が取り下げられたとみなして特許出願処理を終結させたときは、出願人は、特許出願処理の再開を請求することができる。ただし、前記規定に定めた手続の不履行が、不可抗力又は出願人若しくは出願人を代理する特許代理人に関係のない他の障害によって生じたことを条件とする。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(2) 出願人が、障害が消滅してから 2 月以内に特許出願処理の再開を請求し、障害が存在したことを証明し、所定の手続を履行し、かつ、国の手数料を納付したときは、特許庁は、特許出願処理を再開しなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 特許出願処理の再開は、履行しなかった手続の履行期日から 1 年以内に請求することができる。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(4) (1), (2)及び(3)の規定は、第 9 条(2), 第 20 条(2), 第 21 条(2), (7)及び(9), 第 33 条(3), 第 35 条(4)並びに第 42 条に定めた期間に関しては適用しない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106; 2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 29-1 条 出願人の異論提出権

特許庁は、特許出願の予備処理又は審査の段階で明らかになった事実が、本法の規定により、特許出願の拒絶をもたらすことになることになると認定したときは、特許出願の拒絶を決定する前に、出願人に対し、予定している決定及び拒絶する理由となる事実を通知し、また、口頭又は書面による異論を提出するための機会を少なくとも 1 回与えなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 30 条 特許庁の決定に対する不服申立

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(1) 出願人は、特許庁の決定に対し、審判委員会又は行政裁判所に不服を申し立てることができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 出願人は、決定が行われた日から 2 月以内に不服を申し立てることができ、また、国の手数料を納付しなければならない。

(3) 審判委員会は、決定をもって次に掲げる行為をすることができる。

1) 不服申立を却下すること、又は

2) 特許庁に対し、その決定を取り消すと共に、審判委員会の決定書に記載した事情を考慮して手続を継続するよう要求すること

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 不服申立を認めたときは、国の手数料を返還する。

(5) 不服申立の一部を認めたときは、審判委員会は、返還する国の手数料額を決定しなければならない。

第31条 特許出願処理の終了

特許出願処理は、特許証の発行又は特許出願の拒絶をもって終了する。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

第 VI 章 国際出願

第 32 条 国際出願の定義

(1) 本法の適用上、「国際出願」とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(RT II 1994, 6/7, 21)(以下「特許協力条約」という)に基づいて行われる国際出願をいう。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) 特許庁は、特許協力条約第2条の定義による受理官庁、指定官庁及び選択官庁である。

(3) 特許庁は、エストニア国民又はエストニア共和国に居所若しくは所在地を有する者による国際出願の受理官庁である。

(4) 国際出願は、特許協力条約並びにその施行規則及び実施細則に従って英語又はドイツ語により作成し、受理官庁である特許庁に提出しなければならない。国の手数料及び特許協力条約に規定されている手数料を納付しなければならない。

(5) 特許庁は、エストニア共和国が指定国又は選択国として表示されている国際出願についての指定官庁又は選択官庁である。

(6) エストニア共和国が指定国として表示されている国際出願は、第19条及び第20条に従って行われた特許出願と同等であるとみなされる。

(7) エストニア共和国が指定国として表示されている国際出願は、特許協力条約に基づき受理官庁が定めた国際出願日に、特許庁に対して行われたとみなす。

(7-1) エストニア共和国が指定国として表示されている公開された国際出願に記載されている発明には、第18条による仮保護が与えられるものとし、その開始日は、第33条(1)に従って提出された国際出願のエストニア語翻訳文を特許庁が公開した日、又は、仮保護について効力発生の繰上を出願人が請求しているときは、公開された国際出願の特許クレームに係るエストニア語翻訳文をエストニア共和国においてその発明を実施している者に対し出願人が送付した日、若しくは特許庁が当該翻訳文を公表した日とする。ただし、上記規定は、その翻訳文が特許庁に送付されており、翻訳文の公表のために納付されるべき国の手数料が納付されていることを条件とする。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(8) 特許庁は、エストニア共和国が指定国として表示されている国際登録出願を審査しなければならない。

(9) 特許協力条約によって規定されている手数料の納付に関する手続は、経済通信大臣が定めるものとする。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003; 2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(10) 特許庁にする国際出願の手続は、経済通信大臣が定めるものとする。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003; 2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 33 条 国際出願の処理に関する規定

(1) 国際出願が国内処理のために受理されるためには、出願人は、優先日から31月以内に、国際出願のエストニア語翻訳文を添付し、その旨の請求書を特許庁に提出し、国の手数料を

納付しなければならない。第 42 条(9)に規定した状況においては、出願人は、前記の請求書の提出日から 2 月以内に、第 1、第 2 及び第 3 の有効年度に対する国の手数料を納付しなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) (廃止—2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 正当な事由があるときは、出願人は、(1)に定めた国際出願の翻訳文の提出について追加の期間を受けることができるが、優先日から 33 月目の終わりを超えてはならず、また、優先権が複数ある場合は、最先の優先日から 33 月目の終わりを超えてはならない。(1)に定めた 31 月の期間の終わりまでに 2 月を超える期間が残る場合は、追加の期間は与えられない。翻訳文提出の場合又は本条に定めた 33 月の期間満了の場合は、国の追加手数料を納付しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3-1) 国内で処理される国際出願は、優先日から 20 月が経過した場合を除き、当該出願が特許協力条約第 21 条により公開されるとき以降で最も早い機会に公開されなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3-2) 国内処理のために受理されるべき国際出願の提出及び国際出願の公開のための手続は、経済通信大臣が定めるものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4)-(5) (廃止—2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(6) 国際出願は、次の場合においては、第 32 条(6)及び(7)に定めた効果を喪失するものとする。

- 1) 特許協力条約第 24 条(1)(i)及び(ii)の規定が適用される場合
- 2) 出願人が本条(1)又は(3)に規定した要件を遵守しなかった場合
- 3) 出願人が本法第 13-1 条に定めた代理人委任の要件を遵守しなかった場合

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(6-1) 国際特許出願は、次の何れかの場合においては、拒絶される。

- 1) 出願人が(1)に定めた期間を守らなかった又は所定の国の手数料額を納付しなかった場合
- 2) 出願人が(3)に定めた追加の期間内に所定の国の手数料額を納付しなかった場合、又は
- 3) 出願人が(3-2)に基づいて定められた手続の要件を遵守しなかった場合

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(7) 出願人が国際予備審査の結果を使用する国としてエストニア共和国を選択している場合は、特許庁は、出願人に対し、国際出願において指定されている国の特許庁による審査結果を提出するよう請求することができない。

(8) 国際出願が発明の単一性の要件を遵守していないこと、及び出願人が追加の国際調査又は国際予備審査について特許協力条約によって規定されている手数料を納付していないことを理由として、国際出願の一部に関し、国際予備審査又は国際調査が行われていない場合は、特許庁は、国際出願の当該部分について、国際調査又は予備審査を行わないとする国際調査機関又は国際予備審査機関の決定が正しいか否かを検証しなければならない。決定が正しい場合は、国際出願の内、発明の単一性の要件を遵守していない部分は、取り下げられたとみなす。それに該当しない場合は、特許庁は、国際出願の全体について処理を継続しな

ればならない。特許庁は、その決定を出願人に書面で通知しなければならない。

(9) 特許庁は、発明の単一性に違反している国際出願の部分に第 9 条(2)の規定を適用するものとするが、ただし、出願人が、特許庁による(8)に定めた決定の日から 2 月以内に、その旨の請求を行うことを条件とする。

(10) 受理官庁が国際出願日を認めることを拒絶した場合、若しくは国際出願は取り下げられたとみなす旨を報告した場合、又は世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)が特許協力条約第 12 条(3)による決定をした場合、又は受理官庁がエストニア共和国の指定は取り下げられたとみなす旨を報告した場合は、出願人は、その旨の報告又は決定を受領してから 2 月以内に、当該国際出願をエストニア共和国において審査すること及び国際事務局が特許庁に当該国際出願の写しを送付することを請求することができる。出願人は、特許庁が定める期間内に、国際出願の翻訳文及び、所定の事情においては、特許代理人に関する情報を特許庁に提出しなければならない。また、国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、受理官庁又は国際事務局による決定が正当であるか否かを検証し、その結果を出願人に通知しなければならない。受理官庁又は国際事務局による決定が正当でない場合は、その出願は国際出願として審査されるものとする。

(11) 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関若しくは国際事務局が定めた手続又は(1)に規定した手続を出願人が不可抗力又は出願人に関係のない他の障害によりその期限までに行わなかったという理由で国際出願の処理が終結させられた場合は、特許庁は、エストニア共和国における国際出願の処理を再開しなければならない。ただし、出願人が第 29 条(2)及び(3)の規定に従うことを条件とする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 33-1 条 国際(特許)出願及び国際出願処理のファイル並びに当該ファイルに含まれる情報の閲覧及び提供

(1) 国際出願及び国際出願処理のファイルは、特許協力条約第 2 条による受理官庁としての特許庁に提出された国際出願書類に関する事項及びその処理の情報を体系的にまとめたものである。国際出願に関する及びその処理に関する情報は、処理ファイルが閉鎖されるまで、当該ファイルに保存される。

(2) 国際出願及び国際出願処理のファイルの閲覧及び当該ファイルからの情報の提供は、国際出願の特許協力条約第 21 条にいう公開前においては、禁止される。

(3) 特許協力条約第 21 条により国際出願が公開された後では、何人も国際出願ファイルを閲覧することができる。

(4) 国際出願及び国際出願処理のファイルから情報の提供を受けるためには、監督権を有する国家機関又は裁判所への情報の提供を除き、手数料が課される。当該情報の提供には、国の手数料が課される。

(5) 国際出願及び国際出願処理のファイルは、経済通信大臣が設定するものとする。

(1998 年 6 月 16 日。1998 年 7 月 25 日施行—RT I 1998, 64/65, 1003; 2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 VII 章 特許登録簿

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 34 条 特許登録簿

(1) 本法及び工業所有権法基本規則(RT I 2003, 18, 98; 82, 555; 2004, 20, 141)に基づいて、かつ、これらの法律に規定された手続に従って、特許登録簿(以下「登録簿」という)を維持する。

(2) (1)にいう法律に規定された場合においては、登録簿記入に関する通知を特許庁の公報で公告する。特許庁は、公益のために、かつ、特許庁の公報規程に定めた手続により、他の登録簿記入及び他の情報に関する通知を特許庁の公報で公表することができる。ただし、それらの公表が前記の法律又は国際協定に基づいて禁止又は制限されていない場合に限る。

(3) 特許庁の公報法規は、経済通信大臣によって承認されなければならない。特許庁の公報の名称は、「Esti Patendileht」とする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 35 条 発明の登録簿への登録

(1) 特許出願が処理のために受理されたときは、特許出願の出願日及び番号、第 19 条に基づいて提出された書類及び出願人が自発的に提出したその他の書類並びに工業所有権法基本規則第 25 条による書類に含まれる情報の特許庁における受領を登録簿に記入するものとする。

(2) 特許出願処理の過程においては、本法に従って行われた手続行為に関する情報及び通知、受領及び発行された書類、本法に規定された期間並びに特許庁により決定された期間を登録簿に記入するものとする。

(3) 発明に特許保護が与えられたときは、登録簿に登録記入を行うものとする。

(4) 登録記入は、第 23 条(4)に従い、特許証を発行する決定、審判委員会の決定又は裁判所の判決に基づいて、行うものとする。ただし、出願人が当該の決定又は判決が行われた日から 3 月以内に国の手数料を納付することを条件とする。国の手数料の所定額が所定の期間内に納付されなかった場合は、特許出願は取り下げられたものとみなす。

(5) 登録事項は、次のとおりである。

- 1) 登録番号
- 2) 登録日
- 3) 発明の名称
- 4) 国際特許分類記号
- 5) 発明者の姓名及び宛先
- 6) 特許所有者の姓名並びに居所又は事業所在地の宛先及び国コード。法人の場合は、名称、所在地の宛先及び国コード
- 7) 特許有効期間の開始日
- 8) 特許の満了日
- 9) 特許代理人の場合は、特許代理人の姓名
- 10) 共通の代表者の場合は、共通の代表者の姓名。共通の代表者が法人である場合は、法人の名称

- 11) 特許出願番号
- 12) 特許出願日
- 13) 優先権に係る事項(優先日, 国名, 出願番号)
- 14) 分割出願の元である先の特許出願の番号及び出願日
- 15) 継続される先の特許出願の番号及び出願日
- 16) 先の特許出願に係る訂正及び補正であって, 発明の内容を変えるものの提出日
- 17) 国際出願又は欧州特許出願に関する事項
- 18) 特許出願の公開日
- 19) 第 8 条(3)にいう情報開示日
- 20) 微生物菌株を含む生物学材料の寄託に関する事項
- 21) 特許出願の有効年度の継続に関して納付される国の手数料の納付に係る事項
- 22) 特許クレーム
- 23) 発明の説明
- 24) 図面又は他の図示的資料
- 25) 医薬品の補足的保護に関する事項
- 26) 植物保護製品の補足的保護に関する事項

(6) (4)にいう出願人は, 登録簿に特許所有者として記入する。

(7) 登録には, 発明が登録された順に番号を付する。番号は, 1940 年に停止された登録番号に続けて 02932 から始める。

(8) 発明が登録簿に登録されたときは, 特許庁は, 特許証発行の通知及び特許明細書をその公報に公告する。特許証発行の通知の公告日は, 登録簿に記入しなければならない。

(9) 登録は, 特許証発行の通知が特許庁の公報に公告された日から効力を生じるものとする。(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 35-1 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

(1) 登録簿は公開する。何人も, 第 24 条により公開された特許出願に関する登録ファイル及びデータベース記録に記入された事項を閲覧する権利を有する。ただし, 同条に規定する制限事項及び発明者の名称の開示を禁止する発明者の権利を考慮に入れるものとする。

(2) 秘密指定されている営業秘密又はノウハウに関する情報に関しては, 登録簿上の如何なる情報も提供しない。

(3) 登録ファイルを閲覧するため又は登録簿の謄本若しくはプリントアウトの発行を受けるためには, 書類の各ファイル, 謄本又はプリントアウトに係る国の手数料の納付に関する情報を添えて, 請求書を提出しなければならない。出願人, 特許所有者及び発明者は, 自己の発明に関する登録ファイルを無料で閲覧することができる。

(4) 出願人又は特許所有者の書面による請求があり, かつ, 国の手数料が納付されたときは, 特許庁は, 特許出願の謄本及び特許庁による公式の確認を内容とする, 発明の優先権を証明する書類を発行する。優先権を証明する書類の作成に係る様式及び手続の要件は, 経済通信大臣が定めるものとする。

(5) 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の提供に係る手続は, 経済通信大臣が定めるものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 35-2 条-第 35-3 条 (廃止)

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行-RT I 2004, 20, 141)

第 35-4 条 特許明細書

(1) 特許明細書には、発明の説明、特許クレーム、図面その他の図示的資料、発明の内容の要約、及び次に掲げる情報を含める。

- 1) 特許明細書を発行した行政機関の名称
 - 2) 当該書類の名称及び番号
 - 3) 発明の名称
 - 4) 国際特許分類記号
 - 5) 発明者の姓名及び宛先
 - 6) 特許所有者の姓名並びに居所又は事業所在地の宛先及び国コード。法人の場合は、名称、所在地の宛先及び国コード
 - 7) 特許代理人の場合は、特許代理人の姓名及び宛先
 - 8) 共通の代表者の場合は、共通の代表者の姓名。共通の代表者が法人である場合は、法人の名称
 - 9) 特許出願の番号及び出願日
 - 10) 優先権に係る事項
 - 11) 国際出願又は欧州特許出願に係る事項
 - 12) 微生物菌株を含む生物材料の寄託に係る事項
 - 13) 特許出願の公開日
 - 14) 特許明細書の公告日
 - 15) 特許有効期間の開始日
- (2) 特許庁は、登録を登録簿に記入した後、特許明細書を作成する。
- (3) 特許明細書は、登録ファイルに保管する。
- (4) 特許明細書は、特許証発行の通知の公告日に公告しなければならない。
- (5) 特許明細書の作成に係る様式及び手続の要件は、経済通信大臣が定めるものとする。
- (2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行-RT I 2004, 20, 141)

第 36 条 特許証

- (1) 特許証は、発明の登録簿への登録を証明する書類である。
- (2) 特許証は、証明書及び特許明細書をもって構成する。
- (3) 証明書には、次に掲げる事項が含まれる。
 - 1) 国名-エストニア共和国
 - 2) 国の紋章-エストニア共和国の小紋章
 - 3) 特許証番号
 - 4) 次の文言、すなわち「本特許証は、1994 年 5 月 23 日に施行された特許法第 5 条に基づいて発行されたものである。特許は、特許出願日から 20 年間有効とする。特許の有効性を継続させるためには、各年度分の国の手数料を納付しなければならない。この特許証は、登録及び当該特許の所有者の発明に対する排他権を証明する。」
 - 5) 特許証を発行した行政機関に関する情報(当該行政機関の名称及び所在地、当該行政機関

の長の役職名，名称及び署名，当該行政機関の印章)

6) 特許証の署名日

(4) 特許証が当該書類を発行した行政機関の長によって署名された日を当該特許証の発行日であるとみなす。特許証の発行日は，登録データベースに記入する。

(5) 登録番号は，同時に特許証の番号でもある。登録番号及び特許証の番号は特許番号とみなす。

(6) 特許庁は，特許証発行の通知の公告日から1月以内に，特許証を特許所有者に発行しなければならない。

(7) 特許所有者の人数に拘らず，特許証は1通のみを発行する。

(8) 特許所有者からの請求があったときは，特許証の副本を発行することができる。副本は，請求書及び国の手数料の納付に関する情報を特許庁が受領してから1月以内に発行しなければならない。副本発行についての通知は，特許庁の公報に公告する。

(9) 特許証の作成及び発行に関する様式及び手続の要件は，経済通信大臣が定めるものとする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 VII-1 章 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 36-1 条 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿

(1) エストニアにおいて有効な欧州特許に関しては、本法、欧州特許の付与に関する条約施行法(RT I 2002, 38, 233; 2003, 88, 594)及び工業所有権法基本規則に定める手続に基づいて登録簿を維持する。

(2) (1)にいう法律に規定する場合の登録簿記入に関する通知は、特許庁の公報に公告する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 36-2 条 エストニアにおいて有効な欧州特許登録簿への欧州特許の記入

(1) エストニア共和国が指定国として表示されている欧州特許は、欧州特許の付与に関する条約施行法第 7 条(1)に規定する条件を遵守したときに、同法第 20 条(1)2)に基づいて定められた手続に従ってエストニアにおいて有効な欧州特許登録簿に記入する。

(2) 登録には、欧州特許が登録された順に番号を付する。登録番号の様式は E000000 とし、番号「1」からの 6 桁の番号は登録の一連番号と一致するものとする。欧州特許の付与に関する条約(以下「欧州特許条約」という)(RT II 2002, 10, 40)の規定は、その他の登録事項及び登録記入を行う手続に関して適用する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 36-3 条 特許登録簿の維持を規制する規定のエストニアにおいて有効な欧州特許登録簿への適用

特許登録簿に関する相応する規定は、欧州特許の付与に関する条約施行法第 17 条 2) から 7) までに定める記入に適用する。欧州特許の付与に関する条約施行法の規定と欧州特許条約の規定とが相違する場合は、欧州特許条約が適用される。

(2004年3月10日。2004年5月1日—RT I 2004, 20, 141)

第 VIII 章 特許の効力

第 37 条 特許の有効期間

- (1) 特許は、特許出願日から 20 年間有効とする。
 - (2) 特許出願及び特許の有効性を継続するためには、毎年、国の手数料を納付しなければならない。特許出願日を、有効年度の初日であるとみなす。
- (2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 38 条 特許期間満了前の特許失効

- (1) 特許は、次の場合は、期限前に失効する。
 - 1) 有効年度に対する国の手数料が納付されなかった場合
 - 2) 特許所有者が特許の失効を請求した場合
 - 3) 特許所有者である法人が清算されたか、又はその活動が終結させられ、かつ、その特許権が移転されていない場合
- (2) 特許庁は、登録簿に期間満了前の特許失効に関する記入を行い、特許庁の公報にその旨の通知を公告しなければならない。

第 39 条 特許の補正

- (1) 特許所有者は、特許の有効期間中、特許クレームを補正することによって特許保護の範囲を減縮すること並びに特許明細書における書誌データ並びに明白な誤記及び計算の誤りを訂正することができる。補正の請求書、新たな特許クレーム及び、必要な場合は、新たな発明の説明を特許庁に提出し、かつ、(4-1)に定める国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、自己の誤りを、自己の発意により又は特許所有者からの請求を受けて、無料で訂正しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (2) 特許所有者は、特許の補正を請求することができ、その補正がその特許出願日に特許出願に開示された発明の内容を変更しないことを条件とする。
- (3) 補正は遡及効果を有する。
- (4) 特許庁は、特許を補正する旨の通知を特許庁の公報に公告しなければならない。特許クレームが補正された場合は、新たな特許明細書も公告しなければならない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106; 2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (4-1) 特許の補正を請求する場合において、書誌データ並びに誤記及び計算の誤りを訂正するときは特許明細書の補正に関する通知の公告に係る国の手数料を納付しなければならない。また、特許保護の範囲を減縮するときは、特許クレームの補正に関する通知の公告及び新たな特許明細書の公告に係る国の手数料を納付しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (5) 審判委員会又は裁判所において特許係争の手続が行われている間は、特許所有者は、特許庁に特許の補正を請求することができない。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

- (6) 特許証発行の通知が公告された後 2 年間は、特許所有者は、特許の保護範囲を制限して

いる明白な誤記及び計算の誤りを訂正するための補正を特許庁に請求することができる。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

(7) (6)にいう補正が特許の保護範囲を拡張した場合、その拡張は、補正をする旨の通知が公告される前に、特許保護に係る原範囲を考慮して経済的な又は業としての活動を行っていた者の権利を制限しないものとする。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764; 2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

第 VIII-1 章 医薬品及び植物保護製品の補充的保護

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-1 条 医薬品及び植物保護製品の補充的保護を提供する法的手続

医薬品及び植物保護製品の補充的保護(以下「補充的保護」という)を、医薬品の補充的保護証明書の新設に関する理事会規則(EEC)第 1768/92 号(1992 年 7 月 2 日公報 L 182, P. 0001-0005)及び植物保護製品の補充的保護証明書の新設に関する欧州議会及び理事会の規則(EC)第 1610/96 号(1996 年 8 月 8 日公報 L 198, P. 0030-0035)(以下「補充的保護規則」という)に従って定めるものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-2 条 補充的保護申請の提出

(1) 補充的保護申請は、特許庁に提出する。

(2) 補充的保護申請を提出したときは、補充的保護申請の提出日から 2 月以内に国の手数料を納付しなければならない。この国の手数料の納付期間は、延長又は回復することができない。

(3) 補充的保護申請書類の様式及びこの書類の提出手続に係る要件は、経済通信大臣が定めるものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-3 条 補充的保護申請の処理

(1) 特許庁は、補充的保護申請が該当する補充的保護規則の規定、経済通信大臣が定めた補充的保護申請書類の様式に係る要件及び国の手数料の納付期間を遵守しているか否かを点検するものとする。

(2) 特許庁は、医薬品又は植物保護製品が初めて登録されるのか否か、また、この医薬品又は植物保護製品が以前に補充的保護を付与されたことがあるか否かについては検証しない。

(3) 補充的保護申請に不備がある場合は、特許庁は、不備を除去し又は説明を提出するための 2 月から 4 月までの又は例外的に 6 月までの期間を設ける。補充的保護申請の処理の停止及び再開については第 27 条の規定を適用する。

(4) 補充的保護申請が要件を遵守している場合は、特許庁は、補充的保護を付与する決定を行い、補充的保護の申請人に書面でその旨を通知する。

(5) 補充的保護申請が要件を遵守していない場合、国の手数料の所定額が期限内に納付されなかった場合、又は書類の不備が所定期間内に(3)に従って除去されなかった若しくは説明が提出されなかった場合は、特許庁は、第 29-1 条の規定に従い当該補充的保護申請を拒絶する決定を行い、補充的保護の申請人に書面でその旨を通知する。特許庁の決定に対する不服申立については、第 30 条の規定を適用するものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-4 条 補充的保護に関する通知の公告

特許庁は、該当する補充的保護規則が定める通知を特許庁の公報に公告する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-5 条 補充的保護の登録簿への登録

(1) 補充的保護は、基本特許に基づいて該当する補充的保護規則が定める事項を第 VII 章にいう特許登録簿又は第 VII-1 章にいうエストニアにおいて有効な欧州特許登録簿に記入することにより、登録する。

(2) 補充的保護が付与された場合は、(1)にいう該当する登録簿に登録事項を記入する。

(3) 登録事項の記入は、第 39-3 条(4)にいう特許庁の決定、審判委員会の決定又は裁判所の判決に基づいて行う。

(4) 登録事項は、次のとおりとする。

- 1) 登録番号
- 2) 登録日
- 3) 該当する補充的保護規則に定める補充的保護証明書に関する情報

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-6 条 補充的保護の効力発生及び期間延長

補充的保護の効力発生又は補充的保護の期間延長のためには、第 42 条(6)から(8)までにより国の手数料を納付しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-7 条 補充的保護証明書の発行

(1) 特許庁は、補充的保護の付与に関する通知を特許庁の公報に公告すると同時に、医薬品又は植物保護製品に係る補充的保護の申請人に補充的保護証明書を発行するものとする。

(2) 補充的保護証明書の様式及び発行手続の要件は、経済通信大臣が定めるものとする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 39-8 条 補充的保護の有効期間

(1) 補充的保護の有効期間は、基本特許の満了日から5年を限度とする。補充的保護の満了日は、基本特許の発行日又は第 39-5 条(3)2) (訳注：改正前の条項)に記載した書類の効力発生日から15年を超えないものとし、この場合、前記の日付のうち遅い方の日付を適用するものとする。

(2) 補充的保護の効力を継続させるためには、個々の有効年度について国の手数料を納付しなければならない。

(3) 補充的保護は、次に掲げる場合においては、期限前に失効する。

- 1) 補充的保護を申請した者が補充的保護の失効を請求した場合
- 2) 補充的保護の有効年度について国の手数料が納付されなかった場合
- 3) 医薬品又は植物保護製品の登録の取消に関する証拠が特許庁に提出された場合

(4) 特許庁は、補充的保護の期限前失効に関する通知を特許庁の公報に公告しなければならない。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 39-9 条 補充的保護の取消並びに権利についての係争及び保護

(1) 特許権についての係争及び保護に関する本法の規定に従い、補充的保護が取り消され、補充的保護から生じる権利が争われ、また、保護を受ける。

(2) 次に掲げる事由があるときは、補充的保護は取り消される。

1) 補充的保護が第 39-4 条(2)1)から 3)まで(訳注：改正前の条項)の規定に違反して付与されていること

2) 基本特許が第 38 条の規定により期限前に無効とされること

3) 基本特許が第 49 条又は第 50 条の規定により取り消されること

4) 基本特許の発行後に、特許保護の範囲が減縮され、医薬品又は植物保護製品が最早特許クレームによって保護されていないこと

5) 基本特許の満了後に、特許保護の取消又は医薬品若しくは植物保護製品が特許クレームの条件を最早遵守しなくなるような特許保護範囲の減縮を正当化したであろう取消理由が存在すること

(3) 特許庁は、補充的保護の取消に関する通知を特許庁の公報に公告しなければならない。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 IX 章 国の手数料

第 40 条 国の手数料

本法に定めた事件において、手続の履行、書類の発行、並びに特許出願及び特許の有効性継続については、国の手数料法(RT I 1997, 80, 1344; 2001, 55, 331; 56, 332; 64, 367; 65, 377; 85, 512; 88, 531; 91, 543; 93, 565; 2002, 1, 1; 9, 45; 13, 78; 79; 81; 18, 97; 23, 131; 24, 135; 27, 151; 153; 30, 178; 35, 214; 44, 281; 47, 297; 51, 316; 57, 358; 58, 361; 61, 375; 62, 377; 82, 477; 90, 519; 102, 599; 105, 610; 2003, 4, 20; 13, 68; 15, 84; 85; 20, 118; 21, 128; 23, 146; 25, 153; 154; 26, 156; 160; 51, 352; 66, 449; 68, 461; 71, 471; 78, 527; 79, 530; 81, 545; 88, 589; 591; 2004, 2, 7; 6, 31; 9, 52; 53; 14, 91; 92; 18, 131; 132; 20, 141)の規定による国の手数料を課する。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

第 41 条 国の手数料の納付

(1) 国の手数料は、特許出願人、特許所有者、又は本法に定めた手続の履行、書類の発行、若しくは特許出願若しくは特許の有効性継続に利害関係を有する他の当事者が納付しなければならない。他の当事者が特許出願、特許証の発行又は特許の有効性継続のために国の手数料を納付するときは、特許出願人又は特許所有者の書面による承諾を必要とする。

(2) 国の手数料は、国の手数料の納付を証明する情報を特許庁が受領したときに、又は、不服申立の場合は当該情報を審判委員会が受領したときに、納付されたとみなす。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) 納付された国の手数料は返還しない。ただし、第 22 条(4)並びに第 30 条(4)及び(5)に定めた場合においては、この限りでない。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 42 条 有効年度に係る国の手数料の納付

(1) 有効年度に係る国の手数料は、納付期日に又は納付期日前 6 月以内に納付しなければならない。有効年度が始まる暦月の末日を納付期日とみなす。

(2) 第 1, 第 2 及び第 3 有効年度に係る国の手数料は、第 3 有効年度に係る納付期日に又は第 3 有効年度に係る国の手数料の納付期日前 6 月以内に同時に納付しなければならない。

(3) 有効年度に係る国の手数料は、国の追加手数料も納付することを条件として、納付期日後 6 月以内に納付することができる。

(4) 特許の出願人又は所有者が同時に発明者であり、かつ、エストニア共和国において発明の利用のために真摯な準備を行っている場合は、特許庁は、当該出願人又は所有者に対し、最初の 5 有効年度にかかる国の手数料の納付に猶予期間を与えることができる。猶予期間を求める申請及び発明の利用のための準備の証拠は、該当する納付期日が経過する前に特許庁に提出しなければならない。有効年度に係る国の手数料の納付の猶予期間の付与に関する特許庁の決定は、最終的なものである。

(5) 特許庁が猶予期間を求める申請を認めることを拒絶し、また、納付期日が過ぎていた場合は、有効年度に係る国の手数料は、特許庁による決定の日から 2 月以内に、国の追加手数料を伴わずに、納付することができる。

(6) 補充的保護の最初の有効年度に係る国の手数料は、納付期日に又は納付期日前 6 月以内に納付しなければならない。基本特許の有効期間が終了する暦月の末日を納付期日とみなす。

(7) 補充的保護の各翌有効年度に係る国の手数料は、納付期日に又は納付期日前 6 月以内に納付しなければならない。補充的保護の各有効年度が開始する暦月の末日を納付期日とみなす。

(8) 補充的保護の有効年度に係る国の手数料は、国の追加手数料も納付することを条件として、納付期日が過ぎた後 6 月以内に納付することができる。

(9) 国際出願を、国内処理されることを求めて提出する場合は、国内処理のための受理を求める請求書を提出する日までに国の手数料の納付期日が過ぎていたときでも、(3)に定めた国の追加手数料を加えずに、第 1、第 2 及び第 3 有効年度に係る国の手数料を納付するものとする。

(10) 第 9 条(2)又は(3)に基づいて特許分離出願がなされた場合は、出願人は、原特許出願の出願日が特許分離出願の有効年度の計算の基礎であることを考慮して、分離出願の特許庁への実際の出願日から 2 月以内に、先行するすべての有効年度に係る国の手数料を納付しなければならない。納付期日が過ぎた有効年度の場合、(3)に定めた国の追加手数料の納付に係る 6 月の期間がまだ経過していないときは、当該有効年度に係る国の手数料は、国の追加手数料を加えずに、特許分離出願の特許庁への実際の出願日から 2 月以内に納付することができる。前記 2 月の期間内に最終有効年度に係る国の手数料が納付されなかった場合は、当該国の手数料は、国の追加手数料も納付することを条件として、(3)に規定する 6 月の期間末まで納付することができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 X 章 特許の権利の移転

第 43 条 特許出願権の移転

(1) 特許出願権の発明者から他人への移転は、別個の書面による合意又は第 12 条(2)による契約若しくは雇用契約に基づいて行わなければならない。前記の合意又は契約には、特許の全有効期間にわたって、第 13 条(8)により発明から得られる利益から公正な収入を受領する発明者の権利を保証する規定を含めなければならない。

(2) 法律に基づく特許出願権の移転に関しては、出願人の本国法が適用される。

(3) (1)又は(2)による特許出願権の移転の法的基礎及び発明者に関する情報を特許出願において表示するものとする。合理的な疑義がある場合、特許庁及び裁判所は、当該特許出願権及び当該発明の発明者としての地位を証明する書類の提出を要求することができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 44 条 特許出願の移転

(1) 出願人は、特許庁が処理を行っている特許出願を他人に移転することができる。

(2) 出願人が死亡したとき又は法人である出願人が解散したときは、特許庁が処理を行っている特許出願は、承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

(3) 特許出願における出願人に関する事項を補正するためには、出願人又は特許出願の移転を受けた者、請求書及び国の手数料の納付を証明する情報を特許庁に提出しなければならない。特許出願の移転を受けた者が請求書を提出するときは、請求書には移転を証明する書類又はその公式認証謄本を添付しなければならない。

(2001 年 11 月 14 日。2002 年 2 月 1 日施行—RT I 2001, 93, 565; 2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 特許庁は、特許出願に含まれている出願人に関する事項を補正しなければならない。

(5) 特許出願は、前記事項が補正された日から他人に移転されたとみなす。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 45 条 特許の移転

(1) 特許所有者は、その特許を他人に移転することができる。

(2) 特許所有者が死亡したとき又は法人である所有者が解散したときは、特許は、承継人又は法律上の承継人に移転する。

(3) 登録における特許所有者に関する事項を補正するためには、特許所有者又は特許の移転を受けた者は、請求書及び国の手数料の納付を証明する情報を特許庁に提出しなければならない。特許の移転を受けた者が請求書を提出するときは、請求書には移転を証明する書類又はその公式認証謄本を添付しなければならない。

(2001 年 11 月 14 日。2002 年 2 月 1 日施行—RT I 2001, 93, 565; 2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) (3)にいう請求書は、取引によって定められた特許移転の日又は法律上の承継の日から 1 年以内に提出しなければならない。判決によって特許が移転する場合は、請求書は、判決が効力を生じた日から 1 月以内に提出しなければならない。

(5) 特許庁は、第 35 条(5)6)に定めた登録事項に施した補正を登録簿に登録しなければならない

ない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 登録事項の補正記入は、当該事項の補正記入に関する通知が特許庁の公報に公告された日から効力を生じるものとする。

(7) 特許は、取引若しくは判決による移転の日から、又は法律上の承継が成立した日から、他人に移転したとみなす。

(8) 本条の規定による特許の移転を受けた者は、登録事項に関する補正記入が効力を生じた日から特許所有者の権利の行使を開始することができる。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第46条 ライセンス

(1) 特許所有者(実施許諾者)は、書面によるライセンス契約書により(以下「ライセンスにより」という)、1又は2以上の他人(実施権者)に、第15条(1)に列挙した特許所有者の権利の行使を部分的に又は全面的に許諾することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日実施—RT I 2002, 53, 336)

(2) 実施許諾者の承諾を得た場合は、実施権者は、サブライセンスにより、ライセンスから生じる権利を第三者に移転することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

(3) ライセンス期間は、特許保護期間を超えてはならず、医薬品及び植物保護製品の補充的保護の場合は、補充的保護期間を超えてはならない。

(4) ライセンスは、登録簿に登録することができる。ライセンスに関する登録を行う上での根拠となるのは、ライセンス契約書の謄本又は登録に必要な情報を含むライセンス契約書の抄本を添付した実施許諾者又は実施権者の請求書である。ライセンスに関する記入のためには、国の手数料を納付しなければならない。登録されていないライセンスは、第三者に対して法的効力を有さない。異なるライセンスにより複数の実施権者に付与された権利の間に衝突がある場合は、ライセンスが登録されている実施権者が優先される。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 第45条に規定した場合における特許の他人への移転のときは、ライセンスから生じる権利及び義務も、当該他人に移転する。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

第47条 強制ライセンス

(1) エストニア共和国において特許発明を実施することに関心を有しており、かつ、その実施の能力を有する者は、特許所有者がライセンスを許諾しなかった場合は、強制ライセンスを取得するために訴訟を提起することができる。ただし、次に掲げる事情が存在していることを条件とする。

1) 特許所有者が、特許証発行に関する通知の公告から3年以内又は特許出願から4年以内のうち何れか遅く終了する期間内に、エストニア共和国において特許発明を実施していないこと

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

2) 特許所有者が、エストニア共和国の国内市場の需要に見合う程度に特許発明を実施して

いないこと

3) エストニア共和国の経済にとって重要であって技術的に進歩した他の発明の実施をその特許が妨げていること

4) 国防、環境保護、公衆衛生及びその他エストニア共和国の重要な国益が、その発明の実施(自然災害又は他の緊急事態に関連する発明の実施を含む)を必要としていること

5) その特許が、植物品種権法(RT I 1998, 36/37, 553; 2000, 10, 56; 2001, 93, 565; 2002, 53, 336; 61, 375; 63, 387)による植物品種権の付与、又は法的保護が付与されている植物品種の実施を妨げていること

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

(1-1) 特許所有者が、その特許によって保護されている製品を世界貿易機関の加盟国から、エストニア共和国の国内市場の需要に見合う程度に輸入している場合は、強制ライセンスを付与することができない。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

(2) (1)3)に規定した場合において、相互ライセンス(クロスライセンス)について合意されなかったときは、特許所有者は、相手方の発明に関して強制ライセンスを取得する権利を有する。

(3) 裁判所は、強制ライセンスの付与の際は、発明の実施の範囲及び期間、ライセンス料の額及び支払方法を含め、強制ライセンスに関する諸条件を決定しなければならない。発明の実施の範囲及び期間は、エストニア共和国における国内市場の需要を基にして決定しなければならない。

(4) 強制ライセンスに基づく発明実施の権利は、強制ライセンスの条件に従って強制ライセンスを実施している又は実施する予定であった事業と共にする場合に限り他人に移転することができる。

(5) 強制ライセンスの付与は、特許所有者がその発明を実施すること又は他人にライセンスを許諾することを妨げない。

(6) 強制ライセンスは、登録簿に記入された日から効力を有する。登録簿記入を求める請求書を、判決文の謄本及び国の手数料の納付を証明する情報を添付して、判決が効力を生じてから1月以内に特許庁に提出しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(7) 事情が変わった場合は、実施許諾者及び実施権者の何れも強制ライセンスの条件補正を求める訴訟を提起することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

第 XI 章 特許の権利に関する係争及び保護

第 48 条 発明者としての地位に関する係争

(1) 発明者としての地位に関する紛争は、特許出願が第 24 条の規定により公開された後に、裁判所において解決するものとする。

(2) 第 13 条(1)又は(2)の規定により自己が発明者であると考えた自然人は、特許出願人を相手として又は、特許証発行の後には、特許所有者を相手として、当該自然人の発明者としての地位の証明を求める訴訟を提起することができる。当該人の承継人も、発明者としての地位に関して争うことができる。

(1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

(3) 前記の自然人は、発明者としての地位が証明された場合は、第 12 条を根拠として、同事件において特許出願人又は特許所有者について第 49 条(1)により争うことができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 49 条 特許所有者及び特許に関する係争

(1) 特許を受ける権利が第 12 条により自己に属すると考える者は、特許出願が第 24 条の規定により公開された後、特許出願人又は特許所有者を相手として、当該人の権利の承認を求める訴訟を提起することができる。特許出願の場合に訴えが認められたときは、当該人は、当該人の名義で特許出願を継続する、特許出願を取り消して同一発明に関して同一出願日をもって新たな特許出願をする、又は特許出願の取消をする権利を有する。特許の場合は、当該人は、特許を補正しないまま若しくは補正して当該人の名義で登録する又は特許を取り消す権利を有する。

(2) (1)により行った選択を記載した請求書を、判決文の謄本及び、所定の事情においては、国の手数料の納付を証明する書類を添付して、判決が効力を生じてから 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。新たな特許出願をするとき又は特許の補正をするときは、当該人は、判決が効力を生じてから 3 月以内に、新たな特許出願書類であって第 19 条(1)、(2)及び(3)の規定を遵守するもの、又は、特許を補正する場合は、補正した発明の説明及び特許クレームを特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。前記の要件が遵守されなかった場合は、特許出願又は特許を取り消すものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) (1)により提起された訴訟が認められたときは、その発明を実施していた又は実施のために真摯な準備をしていた者は、特許の移転の後、当該人の経済的又は業としての活動において当該発明を有償又は無償で実施する権利を裁判所に請求することができる。ただし、発明の実施が同じ目的で行われることを条件とする。

(4) 特許により保護されている発明が第 8 条の規定に合致していないと考える者は、特許所有者を相手として、特許の一部又は全部を取り消すための訴訟を提起することができる。特許所有者は、特許保護の範囲を減縮すれば発明が第 8 条の規定に合致するようになるときは、訴えに係る手続の過程で、その減縮をすることができる。登録簿への登録の請求書を、判決文の謄本及び、所定の事情においては、国の手数料の納付を証明する情報を添付して、判決が効力を生じてから 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。特許の補正をするときは、特許所有者は、判決が効力を生じてから 3 月以内に、判決に従って補正した発明の説明及び

特許クレームを特許庁に提出し、かつ、補正をするための国の手数料を納付しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 特許が満了した後であっても、特許の全面的取消を求めて(4)にいう訴訟を提起することができる。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(6) 特許の一部又は全部の取消は、当該特許の一部又は全部の取消に関する判決が効力を生じる前は、特許所有者の排他権の侵害に関して下された判決の無効又は契約(ライセンス契約を含む)の取消の根拠とはならない。契約の履行が継続される場合は、当事者の一方は、他方当事者に対し、支払額を変更し又は計算をし直すよう要求する権利を有する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第50条 審判委員会における特許に関する係争

(1) 何人も、特許証発行の通知の公告日から9月以内に、審判委員会に取消申請書を提出し、特許の取消を請求することができる。

(2) 特許についての係争は、次に掲げる主張を根拠にして行うことができる。

1) 発明が、第6条、第7条又は第8条の規定を遵守していない。

2) 発明が、発明の説明において、当該技術の熟練者がその発明を実施することができる程度に明瞭かつ簡潔には開示されていない。

3) 第9条(2)又は(3)により最初の特許出願から分離された発明を含め、特許によって保護されている発明が、最初の特許出願に開示された発明の内容に対応していない。

(3) 審判委員会は、次に掲げる措置を取る権限を有する。

1) 取消申請を承認した場合に、特許庁に特許の取消を要求すること。ただし、取消申請書に記載されている事実が特許の維持を阻害していることを条件とする。

2) 取消申請書に記載されている事実が特許を補正しないで維持することを阻害していない場合は、取消申請を拒絶すること、又は

3) 取消申請をその一部について承認したときは、特許庁に補正後の特許を維持するよう請求すること。ただし、取消申請を処理している間に、特許所有者がその特許について、本法の規定に違反しない補正であって、特許の維持を阻害するものとして取消申請書に記載されている事実を除去するものを行うための請求書を提出することを条件とする。

(4) (3)3)にいう決定が行われたときは、特許所有者は、決定の日から3月以内に、決定に従って補正した発明の説明及び特許クレームを特許庁に提出し、かつ、特許の補正をするための国の手数料を納付しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 特許庁は、審判委員会の決定に基づいて登録簿への登録を行うものとし、また、特許の取消又は特許の補正をすることについての通知を特許庁の公報に公告しなければならない。特許の補正をする場合において、特許所有者が(4)にいう期間内に所定の書類を提出しなかったとき又は国の手数料を納付しなかったときは、特許は取り消されたとみなし、その発明は登録簿から抹消するものとする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 取消申請をした者又は特許所有者は、審判委員会の決定について、決定が行われた日か

ら3月以内に、裁判所での申立手続において争うことができる。
(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第51条 発明者の権利の保護

(1) 発明者は、期間の制限を受けることなく、第13条(7)に規定した権利に係る侵害に関して及び発明者としての地位に起因する他の非財産的紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) 発明者は、発明者が発明者の権利に係る侵害を知った日又は当然知っているべきであった日から3年以内に、発明の実施に関する財産的紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができる。

第52条 出願人の権利の保護

(1) 出願人は、特許庁の決定に対し、当該決定の日から2月以内に、第30条に従って審判委員会又は行政裁判所に不服を申し立てることができる。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764)

(2) 出願人が審判委員会の決定に同意しないときは、出願人は、決定が公表された日から3月以内に、行政裁判所に不服を申し立てることにより、その決定について争うことができる。

(1999年10月27日。2000年1月1日施行—RT I 1999, 84, 764; 2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) 出願人は、仮保護期間中に生じた排他権の侵害に関し、裁判所に訴訟を提起することができ、また、侵害の防止を請求することができる。

第53条 特許により保護されている発明が不法に実施された場合の法律上の救済

(1) 特許により保護されている発明が不法に実施された場合は、特許所有者は、次に掲げる請求をすることができる。

1) 発明の不法実施によって生じた損害に対する、債務行為法(Law of Obligations Act)第1043条による補償

2) (廃止—2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

3) 特許の不法使用の結果として受領した物の、債務行為法第1037条及び第1039条による移転

4) 債務行為法第1055条による特許の不法使用の終結及び更なる違反の防止

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 特許により保護されている発明が善意で実施されていた場合は、裁判所は、補償が訴訟の提起前5年以内に生じた損害の範囲を超えないよう命令することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

第54条 前記以外の者の権利の保護

(1) 特許出願がされる前に善意でその発明の実施をしていた者は、特許所有者を相手として、自己の先使用権の確認を求める訴訟を提起することができる。

(2) 特許発明の実施に関心を有する者は、第47条(1)に定めた場合においては、特許所有者を相手として、強制ライセンスを取得するための訴訟を提起することができる。

(3) ライセンスに基づいて発明を実施する者(実施権者)は、ライセンスに関する紛争を解決するために訴訟を提起することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

(4) ライセンス契約書に別段の規定がある場合を除き、実施権者も、他人による特許所有者の排他権の侵害に関して訴訟を提起することができる。実施権者は、予め、実施権者の訴訟を提起する意思を特許所有者に通知しなければならない。特許所有者に対する通知は、ライセンス契約書に記載されている宛先又は特許登録簿に記入されている宛先に向けて書留郵便によって送付しているときは、通知義務を履行したとみなされる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

(5) 自己の行為が特許所有者の排他権を侵害するかもしれないとの疑念を有するときは、何人も、特許所有者を相手として、特許の存在が自己の経済的又は業としての活動を妨げないことを確認するための訴訟を提起することができる。

(2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

(6) 第53条に基づいて訴訟が提起されているか又は特許所有者の排他権の侵害の申立に関連して軽罪手続若しくは刑事事件手続が開始されている者は、第49条(4)により、特許所有者を相手として、特許の一部又は全部の取消を求める訴訟を提起することができる。特許の一部又は全部の取消を求める訴訟に関する手続が進められている間は、特許所有者の排他権の侵害訴訟、軽罪又は刑事事件についての手続は停止するものとする。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第55条 特許関連の紛争に関する審理の方式

(1) 本法に規定されている事件については、特許に関連する紛争は、審判委員会又は裁判所が審理するものとする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 第48条、第49条、第51条及び第54条(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)にいう訴訟、並びに第50条及び第52条にいう不服申立及び訴訟は、特許庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。第53条、第54条(4)及び第55-1条にいう訴訟は、その違法行為の発生地を管轄する地域又は地区裁判所の管轄に属する。WTO協定の付属書1Cである知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(RT II 1999, 22, 123)第50条に記載されている暫定措置の実施は、その違法行為の発生地を管轄する地域又は地区裁判所の管轄に属する。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 裁判所は、特許に関連する紛争を、本法に定められている規定を考慮に入れ、民事訴訟法(RT I 1993, 31/32, 538; 1998, 43-45, 666; 1999, 31, 425; 2000, 51, 319; 55, 365; 2001, 21, 113; 34, 186; 53, 313; 93, 565; 2002, 29, 174; 50, 313; 53, 336; 64, 390; 92, 529; 2003, 13, 64; 67; 23, 140; 2004, 30, 208)に規定されている手続により審理するものとする。

(1998年11月25日。1998年12月21日施行—RT I 1998, 107, 1768)

(4) 裁判所は、請求原因陳述書が本法に従って審判委員会が解決する対象である不服申立のみに係るものであり、かつ、審判委員会が未だその審査をしていないときは、当該陳述書の審理を拒絶することができる。

(5) 審判委員会は、本法に基づいて審判委員会に提起された不服申立を工業所有権法基本規

則に規定されている手続に従って審理しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第55-1条 立証責任

(1) 第15条(2)の規定に基づいて訴訟が提起された場合は、被告は、被告が類似製品を製造するために特許方法とは異なる方法を使用したことを証明しなければならない。

(2) 異なる方法が使用されたことを証明することができなかつた場合は、その製品は、特許方法によって製造されたとみなす。ただし、特許所有者が合理的な努力をしたにも拘らず、その製品の実際の製造に使用された方法を確定することができず、かつ、特許方法が使用された可能性が高いこと又は特許方法により製造される製品が新製品であることを条件とする。

(3) 被告によって提出された証拠であつて、被告の生産又は事業に係る秘密を含んでいるものは、被告の承諾を得た場合に限り、開示することができる。

(1998年6月16日。1998年7月25日施行—RT I 1998, 64/65, 1003)

第56条 請求原因陳述書が提出された場合の裁判所の手続

(1) 第54条(4)にいう訴訟の場合は、請求原因陳述書には特許所有者に送付した通知書の写しを添付しなければならない。その写しが欠けている場合は、裁判所は、請求原因陳述書の処理を行つてはならず、また、原告が通知義務を履行するための期間を定めなければならない。

(2) 裁判所は、原告から請求があつたときは、特許によって保護されており、特許所有者の許可を得ないで製造され、その使用が特許所有者の排他権の侵害となる製品又は物品を、排他権の侵害を終結させるために提起された訴訟を審理している期間中、流通から除去するよう命令することができる。必要な場合は、裁判所は、原告に対し、訴訟を却下したときに被告の損害を補償するための担保を要求することができる。

(3) (2)に記載した場合において被告から請求があつたときは、裁判所は、製品又は物品の所有者が特許所有者に正当な費用を支払つた上で、特許の残存有効期間の全部又は一部において、その製品又は物品の使用を継続することができる旨の命令を出すことができる。

第57条 特許庁の参加

(1) 審判委員会の決定に対する不服申立が行政裁判所に提起され又は審判委員会の決定について裁判所で争われる場合は、特許庁は、その手続に第三者として参加することができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 裁判所は、特許に関連する紛争において下した判決の謄本を特許庁に情報として送付しなければならない。特許庁が手続に参加していない場合も同様とする。

第58条 裁判所において特許関連の紛争が解決される場合の代理人

(1) 特許に関連する紛争の解決に関しては、民事訴訟法第85条に定められている者の他に、特許代理人も裁判所において代理人として行動することができる。

(1998年11月25日。1998年12月21日施行—RT I 1998, 107, 1768; 2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2)-(3) (廃止—2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 XII 章 発明についての外国における特許取得

第 59 条 発明についての特許取得に係る手続

(1) エストニア共和国に居所又は所在地を有する者は、エストニア共和国における特許取得の有無に拘らず、外国においてその発明について特許を取得することができる。

(2) エストニア共和国に居所又は所在地を有する者は、外国における特許取得については、当該外国の法律及び国際条約に従わなければならない。

第 60 条 国際出願

国際出願は、第 32 条(3)及び(4)により行うものとする。

第 XIII 章 本法の施行時期

第 61 条 本法の施行時期

- (1) 本特許法は、1994 年 5 月 23 日から施行する。
 - (2) 第 11 条(2)1)の規定は、エストニア共和国が工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国の地位を回復した後に適用する。
 - (3) 第 23 条(2)及び第 VI 章の規定は、1970 年 6 月 19 日ワシントンで作成された特許協力条約にエストニア共和国が加盟してから 3 月が経過するまでは適用しない。
 - (4) 微生物菌株は、1977 年の特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 (RT II 1996, 14/15, 49)にエストニア共和国が加盟したときから、特許によって保護される。
 - (5) 特許出願が本法の施行日から 6 月以内に行われた場合は、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国において行われた最先の特許出願又は実用新案登録出願であって、1990 年 8 月 20 日より前には行われていないものに基づくすべての優先権を認める。
 - (6) 登録を受けた医薬品又は植物保護製品であって、2000 年 1 月 1 日前に発行された基本特許により保護される活性物質を含有するものについては、2000 年 6 月 30 日まで補充的保護を申請することができる。
- (1999 年 10 月 27 日。2000 年 1 月 1 日施行—RT I 1999, 84, 764)

第 62 条 法律の廃止

エストニア・ソビエト社会主義共和国の民法典第 V 部第 521 条から第 523 条まで及び第 VI 部第 524 条から第 530 条までを廃止する。